

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(肉用牛)について

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による被災農業者等の経営安定を図る為、標記事業による支援が下記のとおり実施されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象災害

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨(8 月 6 日から 14 日)

2. 事業の内容

(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等又は緊急的な家畜の避難に伴う牛舎、飼養管理の為の附帯施設・機械の補改修等(修繕費及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組を含む。以下同じ)に要する経費

(2) 簡易牛舎の整備等

牛舎の損壊等又は緊急的な家畜の避難に伴う簡易牛舎等の整備に要する経費

(3) 緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜及び飼料等の輸送、管理委託に要する経費

(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入支援に要する経費

(5) 電力確保支援

停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬、設置工事及び撤去に要する経費

(6) 飲料水等の確保支援

飼養管理等に要する揚水ポンプ等の整備、配管等の設置工事及び飲料水等の運搬費等その他必要な取組に要する経費

(7) 非常用電源の設備

災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働の為の取組に要する経費

3. 事業の対象となる畜産経営体

2の(1)から(6)までの事業にあつては、市町村から対象災害による畜産関連施設の被害を証明する書面(罹災証明書等)の交付を受けた畜産経営体とする。ただし、対象災害により、停電若しくは断水等が生じた地域において、2の(4)若しくは(6)の取組を実施する場合又は停電が生じた地域において、2の(5)の取組を実施する場合は、この限りでない。

2の(7)の事業にあつては、対象災害により災害救助法が適用されている地域を含む都道府県の畜産経営体とする。

4. 補助率等

2分の1以内。ただし、2の(4)については、1頭当り妊娠牛は275千円以内、その他雌牛は175千円以内とする。

5. 申し込み方法

近隣のJA等へお問い合わせください

6. 申し込み期限

令和7年9月26日(金)まで

7. その他

単年事業のため、令和8年3月までに取組が完了する必要があります